

【審査基準（標準処理期間を含む。）】

所管所属	福祉保健課
------	-------

福祉人材研修センターの利用許可

根拠条文	<p>鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例第7条第1項</p> <p>センターを利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。</p>
------	--

審査基準	<p>鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例第7条第2項</p> <p>指定管理者は、その利用が次の各具のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。</p> <p>(1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) センターの施設設備又は展示物をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年法律第77号)第2条第2号に掲げる暴力団及び同法第3条に規定する指定暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となると認められるとき</p> <p>(4) 前3号に掲げられる場合のほか、センターの管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。</p>
------	--

標準処理期間	標準処理期間		標準処理期間の内訳		備考		
			受	付		処	理
	5営業日	機 関		機 関		(福)鳥取県社 会福祉協議会	
	期 間		期 間	5営業日			